## シンガポールへの企業進出を全面サポート致します。





こんにちわ!

CULES INTERNATIONAL PTE LTD です。

- ◆非居住のなり方とその効果
- ◆シンガポールビジネスツアー
- ◆シンガポールで馬主になろう

海外をテーマに上げさせて頂きもう5年の月日が流れました。 数多いお問合せを頂きましたが実は一番お問合せが多いのが法 人関係です。日本での利益を圧縮したい、節税したい。海外進 出したいなど人によって様々ですが、ここで気を付けなければ ならない点など数多くあります。勉強不足や知識不足によって 思った効果を得られない場合があります。

タックスへイブンの国をどのように活用できるのか? またこのシンガポールでどのような形で企業進出できるのか? 改めて勉強していきましょう!!

では『シンガポール法人活用法』の始まりです。







日本からシンガポールまでは飛行機で約6時間30分

#### シンガポール法人活用法

### シンガポールについて

#### まずは簡単にシンガポールを知ろう!!

① 正式名称 シンガポール Singapore

② 総人口 約507万人(シンガポール人、永住者は373万人)

③ 人口密度 6566人/1km

④ 在留邦人 23,297名

⑤ 日系企業数 994社(2009年)

⑥ 国土面積 710km (東京23区とほぼ同じ)

① 人種 中華系75%、マレー系14%、インド系9%、その他2%

⑧ 言語 国語はマレー語、公用語は英語、中国語、マレー語、タミール語

③ 宗教 仏教、イスラム教、キリスト教、道教、ヒンズー教

⑩ 平均寿命 男78歳 女83歳

⑪ 気候 熱帯モンスーン気候

⑩ 気温 平均最高気温32度~33度 平均最低気温22度から24度。

年間雨量は日本よりも多く、5月~6月は1年を通じてもっとも 暑さが厳しい。11月~2月は雨期で雷を伴ったスコールが多い

。夜間は24度と日中に比べ過ごしやすい。

⑬ 時差 日本よりマイナス1時間。(サマータイムなし)

⑩ 政体 立憲共和制(1965年8月9日成立、英連加盟)

⑤ 元首 大統領(任期6年。S·Rナザン現大統領は1999年9月。2期目)

⑯ 議会 一院制。議員数84名。任期5年。

① 首相 リー・シェンロン





# 個人で最大20%

上記 者が一番シンガポールまたはタックスペイブンの国について知りたいこととは何か? やはり税金面などの日本の違いでしょうか? 生活するにあたっては地震がない、津波がない、台風がない、気温は常夏で治安がいい、本当に過ごしやすい国です。自然災害という面だけで日本と比べても、日本は地震とういリスクがある、津波も怖い、台風は年間何回も来る、大雪の被害もある、原発の問題も忘れることはできません。どこを取ってもシンガポールに勝てる所がありません。

『となりの社長が儲かる理由 誰でもできる海外投資術』にも書かせて頂きましたが、タックスペイブンの魅力は日本人にとったら夢の国に思えます。一般層からでも感じて頂ける程、税金の違いには魅力を感じます。

日本の1000兆を超える負債により破たん目前!!消費税UP・・・という会話はしばらく置いときまして、シンガポールの税金制度を簡単に理解してみて下さい。







# Singapore

#### 個人所得税比較表

高税率 0%	最高税率 40%
(f.) >	0.000
if C	10%
0%	50%
	0% なんと30%

ンガポールは個人の所得税は最大で20%です。そして住民税、事業税、地方税が存在しない。すべてが国税である。シンガポールは住民税がないので実質日本と比べたら30%程違いがあります。この税金の安さによって世界からHOTマネーが集ってきたり、富裕層が押し寄せてくるわけです。





# 法人税最大17%

書の法人税16.5%、香港に次ぐのがシンガポールの法人税率。最大で17%と日本とは全く違います。控除もありますので実質は17%以下と考えいただいて結構で実効税率は10%と言われています。

日本の法人税は約40%と法人個人共にシンガポールでは税率が格段に違う。異常に高い日本の税金、もはや日本で安いのは消費税と牛丼くらいのものです。

そして日本とは違い新規法人設立時は、3年間は法人税が優遇されます。この優遇は少し計算式がややこしいので簡単に説明します。※株主10%以上が個人資本の場合 1年目30万SGDの利益を出した場合10万SGDまでが控除、10万超~30万未満の部分に対して課税。つまりこの場合ですと20万SGDに対して9%の税金が掛かり 18,000SGDが法人税となります。日本円に例えると1800万円の利益を出したら法人税は108万円でした。6%でしたということです。どうですか?日本と比べること自体が疲れてしまいます。

また、大きい企業になると税金の利率の交渉ができます。もちろんそこはシンガポール政府または国民にとってメリットがある場合に限ります。 例えは、大型店舗の場合は雇用が生まれます。このような場合には失業率を下げる要因になるので5%までの法人税の交渉が政府とできます。 また金融、観光、海外促進、技術、製品開発など様々の企業に対して法人税の交渉ができます。

### 日本ではあり得ません

※「大手企業(経団連)は法人税の減税を訴えているが、実は税制優遇の恩恵を受けている。しかしながら中小企業は優遇を受けづらく実効税率に近い法人税を支払っている。もし、あなたが中小企業の経営者であれば、海外進出による税率の低い国への進出は大手企業に近づく第一歩かもしれない。」 (参考) HTTP://WWW.JCP.OR.JP/AKAHATA/AIK10/2010-06-24/2010062401\_01\_1.HTML





# 法人税最大17%

**そ**して繰越損益もシンガポールでは日本のように定めがなく、無期限に繰り越し益が使えます。法人個人共に日本では考えられない税制になっています。

これから日本は復興税を徴収するのに余念がありません。これから先一生税金がこのように安くなる事は考えられない。法人個人問わずあなたにとってシンガポールへの進出が今後のKEYになる事でしょう。

住民税、事業税、地方税が存在せず、すべてが国税であるシンガポール。税金の種類も日本と違い単純です。あらゆる角度からシンガポールを勉強して 頂き私と夢を広げていきましょう!!

- ・個人所得は最大20%
- ・法人税は最大17%
- ・政府と税率を交渉できる
- ・配当に関する税金がない
- キャピタルゲインに関する税金がない
- ・相続税がない

- ・贈与税がない
- ・競馬の賞金も非課税
- ・GSTと呼ばれる消費税7%こそあるが、 法人はすべて還付される。
- ・繰越損益無期限
- ・新規法人3年間の税制優遇





## GOODS AND SERVICES TAX

**そ上** 長さんなら今すぐシンガポールでビジネスをしたい!と思ったはずです。この特典によりシンガポールの中小企業は会社の内部留保をどんどん増やし会社でも投資やM&Aを積極的に行います。これがシンガポールの企業家の姿です。

### GST GOODS AND SERVICES TAX 7 %

ンガポールはタックスへイブンの国として有名ですので日本でいう消費税などないと思っていた方も多いのではないかと思います。実はGSTという消費税に同等する税があります。(ブランド品などを購入した場合は空港で約5%ほどキャッシュを返してくれます) ここシンガポールで法人を設立した場合、日本と違いGST業者になるかならないかを自由に選択できます。

例えばGST業者の場合はお客様からGSTを7%徴収します。それをまるまるガバメント(政府)に支払をします。そして会社が支払った色々な経費が当然発生してきます。その支払った経費の7%を還付できます。3ヶ月に一度レシートや請求書を添付して申請することによって還付が受けれます。

GST業者を選定しない場合、お客様から7%にGSTを徴収しなくていいし、政府に払わなくていいのですが、会社経費として支払った家賃、飲食費、その他支払いなどから7%の還付は受けれません。

さあ、どちらが得でしょう・・・? 当然GST業者の方が得ですね。



# シンガポール法人のメリットと効果



**上** 在企業している仕事でどのようにシンガポールと結びつけてビジネス展開していくのか? ここは非常にハードルが高いです。完全に構想が出来上がっている人。70%で見切り発進したい人。50%以下でシンガポールに進出したいけど何をしていいかわからない。また需要があるのか? リサーチもまばならない。このような場合は当然リサーチ、ビジネスマッチングや営業代行も賜りますので、ご安心ください。

ではシンガポールに進出することによってどのようなメリットがあるのか?

**NEXT PAGE>>** 





### ではシンガポールに進出することによってどのようなメリットがあるのか?

#### ◆近隣諸国 ASIAN地域での展開が容易であること

近隣飛行機で4時間以内で行ける国がたくさんあります。

□タイ・バンコク 1時間20分 ONEWAY 78SGD燃料サーチャージ込

□インドネシア・ジャカルタ 45分 ONEWAY 59SGD燃料サーチャージ込

□マレーシア・クアラルンプール 1時間 ONEWAY 28SGD燃料サーチャージ込

□フィリピン・マニラ 3時間30分 ONEWAY 70SGD燃料サーチャージ込

□ミャンマー・ヤンゴン 3時間 ONEWAY 159SGD燃料サーチャージ込

□ベトナム・ホーチミン 2時間 ONEWAY 48SGD燃料サーチャージ込

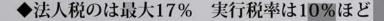
※シンガポール チャンギ空港発のJETSTERから参照

#### ◆テストマーケティングができること

シンガポールは多国籍国家です。

シンガポーリアンとは別に中国人、韓国人、フィリピン人、インド人、欧米人、日本人ETC. 数多い人種がここシンガポールにおります。

- ◆GST 還付がある
- ◆新規法人は3年間の優遇がある
- ◆繰越損益無期限







# タックスヘイブン租税法

なさんここまでお読みになった感想はどうでしょうか? あなたの事業が当てはまるでしょうか? なにかシンガポールで企業できないでしょうか? 新しい夢を持ってここタックスペイブンのシンガポールへ進出してもらいたいと心より思っております。 こで皆さんが良く勘違いする方が多いのですが、 シンガポールの法人税最大17%、個人所得最大20%と格 安税制に加えてたくさんの税金が非課税です。しかし、 日本の非居住にならない場合はこの税制効果を得ること ができません。

シンガポール企業進出の相談や税金などの細かい点は、 いつでもお気軽にご連絡下さい。 また、永住権のご相談も賜ります。 info@singaportal.net





# シンガポール法人設立 実践編

ここでは実際にシンガポールで法人を設立する時の流れと費用を説明!!

#### まずは下記書類を揃えて下さい

- ① 現地法人名を第一候補 第二候補と選定してください。
- ② 代表者になる方のパスポートコピー。
- ③ 代表者の就労ビザ取得のため、 最終学歴証(英文) と 履歴書(英文)が必要。
- ④ 株主構成・・・株主のプロフィール一覧表。
- ⑤ 資本金の額。

この準備を一度に行って書類をシンガポールへ郵送して下さい。まずはここからシンガポール法人設立がスタートします。





## 下記の図①~⑤を行い登記は完成です。 会社設立証明書は①の作業から2週間程かかります。

項目	準備期間	概要				
	会社設立まで					
①使用商号の予約	1日	使用予定の会社名(商号)を予約、もし使用予定会社 名に特定の名称(例えば law,Finance,Travelなど)を 含める場合、関係官庁の認可を得るため、調査機関は 週間以上かかる可能性もあります。				
②会社名等の決定		会社設立において決定すべき事項の最終確認を行います。				
③必要書類の作成とACRAへの提出	3~4日	称号の使用許可がとれれば、必要書類を作成して提出することになります。提出と同時に登記料も納付。 の事項が予め決定していれば、それほど時間がかかりません。(Biz fileを利用して提出)				
④ACRAからの設定完了通知	1日	Bizfileにより設立書類提出日に電子承認されます。電子承認通知書会社設立の確証となります。				
⑤会社設立証明書	7日	必要ならACRAから会社設立証明書を購入できます。				
	会社設立後					
⑥最初の取締役会開催、増資の決議、名義 上の取締役の辞任と新取締役の就任、銀行 口座の開設、決算日の決定。	1日	最初の取締役会を開催し、必要に応じて増資の決議を 行います。また、最初の取締役が辞任して新取締役が 就任します。銀行口座も開設します。				
⑦増資資金の送金	1日	銀行に口座が開設されれば増資資金の送金ができます 。銀行に口座				
⑧就業許可証の申請	4週間	会社が設立されれば、就業許可証を申請することができます。				
9会社監査人の選任		会社設立後、3ヶ月以内に選任する必要があります。				
⑩カンパニー・セクレタリーの選任	<del></del>	会社設立後、6ヶ月以内に選任する必要があります。				



### 外国人がシンガポールで法人を作るには下記が必ず義務付けられます

理由としては外国人がシンガポールに会社をつくるにあたって会社経営をきっちりさせるためです。基本シンガポールではペーパーカンパニーは許されていません。お目付け役といった所ですね。

#### A・ローカルダイレクター

外国人がシンガポールで会社を設立するには、ローカルダイレクター(現地の取締役)が必ず必要となります。ローカルダイレクターを当社でご用意させて頂きます。 ※年間のランニングコストを要します。

### B・カンパニーセクレタリー

セクレタリーという秘書も義務付けられています。セクレタリーとは一定の認可を持っている方で、これも会社が存続中は義務づけられます。 当社にてご用意させて頂きます。 ※年間のランニングコストを要します。

### C·会計監查人

これも会社設立後3ヶ月以内に 選定しなければなりません。 ※年間のランニングコストを要 します。

上記A、B、Cは会社設立後、第1回目の取締役会で本来決めなければいけませんが、猶予があります。すべてこちらでご案内ご用意させて頂きます。

### GST登録業者

先ほども開設させて頂きましたが、シンガポールは日本と違って消費税課税業者か非課税業者かが選択できます。支払ったGSTが全額戻ってきますので明らかにGST業者になられた方が得なのでGST業者になりましょう。

※3か月に一度還付申請をするためランニングコストが掛かります。



## オフィスを借りる

サービスオフィスを借りる、バーチャルオフィスを借りる。 スタート時はこの二択になるかと思います。

## 登記の為にバーチャルオフィス。

バーチャルオフィスとはアドレス等を借ります。もちろん登記 可能。

弊社にバーチャルオフィスを設置させて頂き郵便物等管理致します。

サービス内容にもことなりますが、バーチャルオフィスは月額 200SGD~頂いております。

## デスク貸も行っております。

シンガポールにはまだ長期滞在しないが、『渡航時は一時的に デスクを借りて作業をしたい。お客様とミーティングスペース が欲しい』と言う方はデスクを借ります。

月額700SGDでお貸しております。これも便利にご利用できるかと思います。

バーチャルオフィスではなく実際の2名~4名程のサービ

スオフィスで月額2,000SGD~ご用意できます。







### 法人口座を作る

### 銀行キャッシュカード発行+デビットカード発行

会社設立証明書が発行されたら、法人の銀行口座を作りましょう。

ローカルダイレクターが銀行に行けば、口座開設は可能です。

ご本人様が窓口に行く必要はありません。 個人口座のその時同時に開設しましょう。







PLUSのマークがついているカードなら世界中でその国の 通貨で出金する事が可能。

デビットカード付き法人カードを必ず作成しましょう! 現金の出金はシンガポールの会社経費として計上ができます。

またデビットカード利用時の飲食代などは100%経費で落ちます。



# 費用について

● シンガポール法人設立登記・		•	٠	٠	•	٠	٠	٠	2,000SGD/1回
-----------------	--	---	---	---	---	---	---	---	-------------

- ローカルダイレクター名義貸し・・・・・ 月・300SGD (半年分前金)
- 秘書契約(セクレタリー)・・・・・・・・ 月・200SGD (半年分前金)
- □ サポートデスク契約・・・・・・・・・ 月・500SGD (半年分前金)
- バーチャルオフィス・・・・・・・・ 月・200SGD (半年分前金)
- □ バーチャルオフィス郵便物郵送付・・・・・ 月・350SGD (半年分前金)
- □ デスク貸・・・・・・・・・・・・ 月・700SGD (半年分前金)
- 法人口座開設・・・・・・・・・・・・・1,000SGD/1回
- □ 個人口座開設・・・・・・・・・・・・ 1,000SGD/1回
- 就労ビザ申請・・・・・・・・・・・・・・・ 1,000SGD/1回 同時追加500SGD
- □ GST登録費・・・・・・・・ 500SGD/1回
- □ GST還付手続き 年4回・・・・・・・ 請求金額の15%
- □ 経理代行・・・・・・・・・・・ 月・300SGD~
- □ 株主総会決議書書類提出・・・・・・ 年1回 500SGD



- 印については最低必ず必要とする項目です。
- □ に関してはオプション契約となります。



## 最後に・・・

日本に1000兆円もの借金があるのはもう誰でも知っています。円高の背景もありましたが、そのようなことがきっかけとなり数年前から海外に起業して行く方がだんだん増えてきました。

民主党に政権が代わりマニフェストと全く逆のことを行い、この先日本はどうなるのか?

そして留めは東日本を襲った大地震。復興のためこれから税金は下がることはなく、住みにくい日本になることは間違いありません。

トータル的に日本を見てJAPANリスクを良く理解した上で、新しいSTEPを目指されたらどうでしょう?

個人法人含め海外進出が必要になったことはもう明確です。

今後ミャンマーの企業進出支援も同時進行していきますが、まずシンガポールでの進出を全面的にサポート致します。

法人設立から始まり雇用斡旋、オフィス&レジデンス紹介、銀行口座開設、永住権&就労ビザ申請、投資案件、M&A、マーケティング、現地調査、営業代行、税務処理、全面的にバックアップ致します。

また法人設立は永住権取得にもつながります。例えば3000万円程で投資会社を設立し資本金で投資を行う。ここで勿論就労ビザも取得。安全な3%~10%程の 運用を行い会社を日本に居ながら無人運転を維持。(非居住者であれば無税) そして3年後は永住権の申請を行う。 法人設立は企業家にとって永住権取得にもつながります。

急激な円高、世界一の借金大国、国力の低下、財政破たんリスク、地震原発リスク、少子高齢化、人口の減少、税制問題、社会保障、あらゆる角度から見てもも う海外進出は今は企業家または富裕層の中では常識となっています。

これからまだまだ先を目指す30代40代の社長にはリスクヘッジとして、シンガポール進出、法人設立は必須アイテムとなるでしょう。 そして富裕層の方々も日本の資産を分散することによってリタイヤ後のライフスタイルを確立できます。

是非ここシンガポールで皆さんのGOODパートナーを目指して行きたいと思います。

本日は『シンガポール法人活用法』をご覧頂きましてありがとうございます。



# お問い合わせ

## ◆ 自己紹介 ◆

平成9年に不動産会社を設立し主に投資用不動産の仲介に専業していました。

2007年頃から"これからは海外"とキーワードをもち色々な海外のことを学習してきました。そして2010年からシンガポールに良く行くことになりシンガポールでの企業を決め現地法人CULES INTERNATIONAL PET LTDを2011年4月に設立。同年11月には完全に移住し日本の非居住者になりました。

シンガポールでの法人設立支援は勿論、近隣諸国ASEYAN地域のご相談も承っておりますのでお気軽にご相談ください。

## ◆ 関連サイト ◆

- ◆シンガポータル
- http://www.singaportal.net
- ◆非公開投資用不動産サイト
- http://www.
- ◆オンライン英会話 ACE
- http://www.ace-q.com/
- ◆オンライン英会話比較サイト

http://www.oea-edu.com/index.asp

メールでのお問い合わせはこちらへどうぞ。 info@singaportal.net